



厚生労働省
埼玉労働局発表
平成25年7月30日

| | |
|----|---|
| 担当 | 埼玉労働局労働基準部監督課 監督課長 友住弘一郎 主任監察監督官 布施武雄 048 - 600 - 6204 |
|----|---|

埼玉労働局管内における申告受理状況 - 平成25年においても高止まりの状況で推移 -

埼玉労働局管内の労働基準監督署におきましては、労働者の方から賃金不払など労働基準法違反等の申告（ 1 ）を受理した場合、労働者の生活に影響を及ぼすおそれがあることから、優先的に監督指導等を実施し、速やかに解決を図ることとしているところです。

今般、埼玉労働局（局長 代田雅彦）では、平成25年6月末現在における当局管内の8つの労働基準監督署による申告受理状況を取りまとめましたので、以下のとおり発表します。

《概要》

1 年別申告受理件数の推移【表1】

埼玉労働局管内における平成24年の申告受理件数は1,274件で、3年連続で減少しているが、世界的な金融危機により経済情勢の悪化が生じた平成20年と同水準であり、依然として高止まりの状況にある。

2 月別申告受理件数の推移【表2】

平成25年1～6月期の申告受理件数は613件で、対前年同期マイナス2件、0.3%の減少と横ばいになっており、引き続き高止まりの状況にある。

なお、本年の申告内容の内訳としては、労働者の生活に重大な影響を及ぼす賃金不払が495件、80.8%を占め、次いで解雇が100件、16.3%となっている（ 2 ）

3 業種別申告受理件数【表3】

平成25年1～6月に受理した申告613件のうち、業種別では建設業（113件）が最も多く、次いで商業（98件）、製造業（92件）、運輸交通業（85件）、接客娯楽業（71件）の順となっており、上位5業種で74.9%を占めている。

4 署別申告受理件数【表4】

平成25年1～6月に受理した申告613件のうち、さいたま署が203件受理し、全体の33.1%を占め、次いで春日部署の123件（全体の20.1%）、川口署98件（同16.0%）、所沢署63件（同10.3%）、川越署57件（同9.3%）となっており、埼玉県南部の都市部の5署で全体の約9割を占めている。

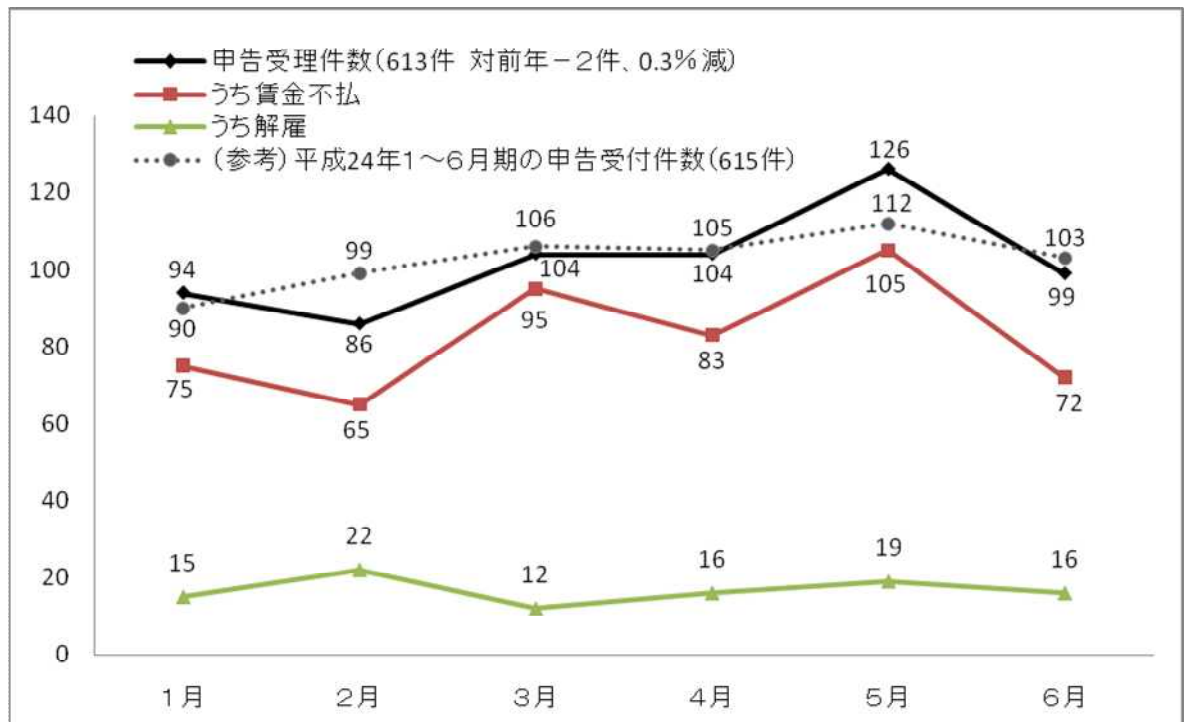
5 上記のとおり、埼玉労働局管内の申告受理件数は依然として高止まりの状況で推移していることから、埼玉労働局では、労働者の方から寄せられた申告に懇切丁寧に対応するとともに、優先的に監督指導等を実施し、被害労働者の速やかな救済に努めることとしている。

- 労働基準法第104条等に基づき、労働者が労働基準関係法令違反に対する権利の救済等のための行政指導を労働基準監督署に求めることをいいます。
- 同一の申告で「賃金不払」「解雇」が含まれる場合があるため、「賃金不払」と「解雇」の合計は、申告受理件数と一致しない。

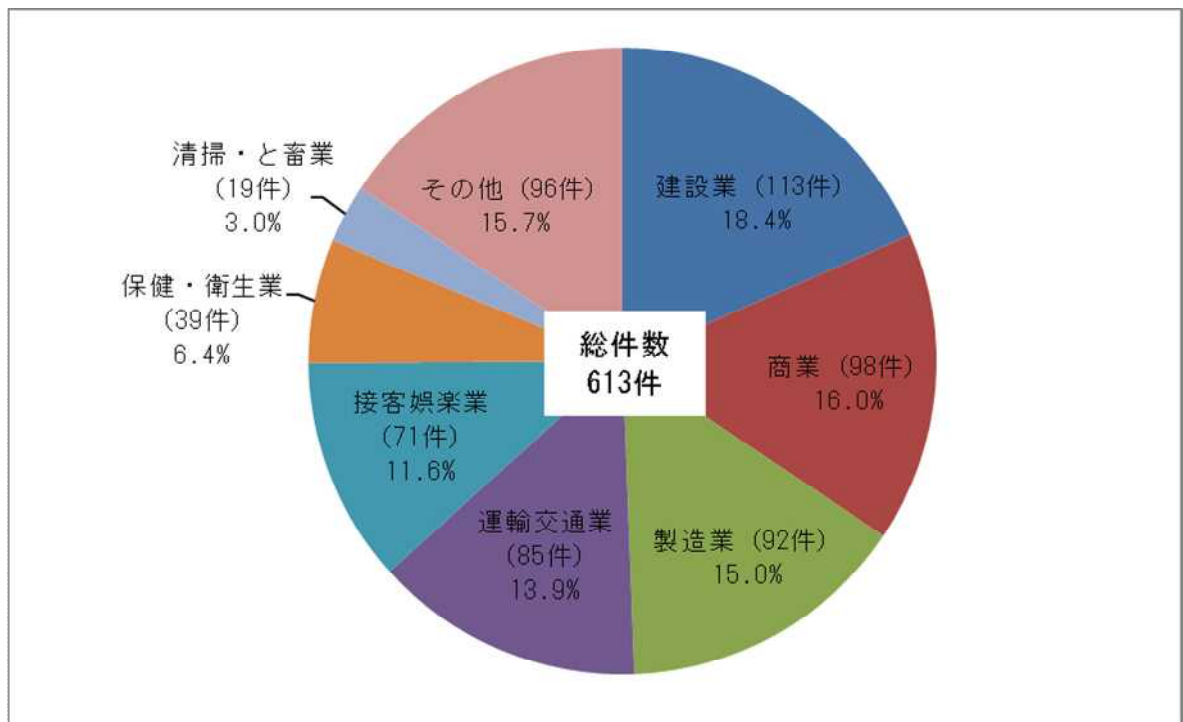
【表1】年別申告受理件数の推移



【表2】月別申告受理件数の推移



【表3】業種別申告受理件数



【表4】署別申告受理件数

